

大阪府立生野聴覚支援学校児童事故の 障害者差別のない公正な判決を求める要請署名

大阪高等裁判所 第5民事部 御中

2018年2月1日、大阪府立生野聴覚支援学校小学5年生だった井出安優香さんが下校中、学校前の交差点で突っ込んできた重機にはねられて亡くなりました。

このため、遺族が加害者と加害者の建築会社に対して約6100万円の損害賠償を求めた民事裁判で、2023年2月27日に大阪地方裁判所は約3700万円の支払いを被告に命じましたが、遺族はこの判決内容を不服として大阪高等裁判所に控訴しました。理由は、逸失利益について「聞こえない人は聞こえる人よりコミュニケーション能力が劣っているなので、労働能力も劣るという医学的モデルに基づく個人の責任を理由として逸失利益は、労働者全体の平均賃金の85パーセント」としたためです。

これは、「障害のある人は障害のない人に比べて賃金を低くしてもやむを得ない」と司法が判断したことにより、障害者の尊厳を傷つけるものです。

国が批准した「障害者権利条約」第5条（平等及び無差別）は、障害者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供を求めています。社会が「合理的配慮の提供」を行なうことで、初めて障害者は障害のない人と対等に、労働能力を十分発揮できるのです。障害者が障害を気にしなく安心して働ける社会を築くために、裁判所は自ら公正な司法判断を行なうべきであり、私たちは強く求めます。

名 前	住 所
	都道 府県

※同じ住所でも最後まで正確にお書き下さい。「〃」「同上」は無効です。

※個人情報はこの目的以外には使用しません。

2023.3

【集約先】

公益社団法人大阪聴力障害者協会

〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-59

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター3階